



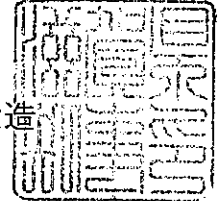
滋 水 第 7 7 8 号

令和5年(2023年)8月18日

滋賀県内水面漁場管理委員会

会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



第5種共同漁業の免許について（諮問）

令和5年(2023年)5月30日付滋賀県告示第243号で公示した免許漁業についての漁場計画に対して、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項で読み替えて準用する同法第70条の規定に基づき貴委員会の意見を問います。

内水面第5種共同漁業の免許について

1. 漁業権の免許申請について

○受付期間 令和5年5月30日（火）～7月31日（月）

○申請数 19 漁業権分、17 漁協を受付 別表1のとおり

2. 免許の適格性について（漁業法第72条第2項）

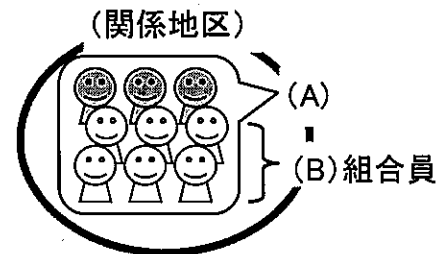
【共同漁業権の適格性要件】

次の要件を満たす漁業協同組合

- ①関係地区の全部または一部をその地区内に含むこと。
- ②関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動物の採捕または養殖をする者の世帯の3分の2以上を組合に含むこと。

A：関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動物の採捕または養殖をする者の世帯数

B：Aのうち申請者である組合に属する世帯数



※適格性は別表2のとおり →全ての申請者について適格性あり。

3. 免許をすべき者の決定について（漁業法第73条第2項第1号）

【共同漁業権の免許すべき者】

- ・類似漁業権であること

(類似漁業権)

漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権とおおむね等しいと認められるもの

- ・漁場を適切かつ有効に活用していると認められること 別表3のとおり

以上に該当する為、当該申請者（現漁業権者）に免許予定

漁業免許申請受付簿（内水面）

（別表 1）

公示番号	漁業種類	漁業の名称	申請者		事務所 受付日	水産課 受付日
			住所	名称		
内共 第1号	第五種 共同漁業	にじます、あまご、いわな漁業	大津市里一丁目13 番30号	勢多川漁業協 同組合		R5. 7. 7
内共 第2号	"	にじます、あまご、いわな漁業	大津市里一丁目13 番30号	勢多川漁業協 同組合		R5. 7. 7
内共 第3号	"	あゆ漁業	大津市牧一丁目16 番12号	非出資大戸川 漁業協同組合		R5. 7. 5
内共 第4号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な、うなぎ、こい、ふな、わか さぎ漁業	甲賀市土山町黒滝 466番地	土山漁業協同 組合	R5. 7. 19	R5. 7. 24
内共 第5号	"	こい、ふな漁業	蒲生郡日野町西大 路2871番地の3	日野町漁業協 同組合	R5. 7. 3	R5. 7. 4
内共 第6号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な漁業	東近江市永源寺相 谷町1378番地	愛知川漁業協 同組合	R5. 7. 11	R5. 7. 12
内共 第7号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な漁業	東近江市政所町 1692番地の2	愛知川上流漁 業協同組合	R5. 7. 3	R5. 7. 5
内共 第8号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な、うなぎ、こい、ふな漁業	犬上郡多賀町川相 437番地	大滝漁業協同 組合	R5. 6. 27	R5. 6. 29
内共 第9号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な漁業	米原市吉槻785番地 の3	姉川上流漁業 協同組合	R5. 7. 5	R5. 7. 24
内共 第10号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な、うなぎ漁業	長浜市野瀬町1023 番地の10	草野川漁業協 同組合	R5. 7. 25	R5. 7. 31
内共 第11号	"	あゆ、にじます、あまご漁業	長浜市木之本町川 合3番地の4	高時川漁業協 同組合	R5. 6. 14	R5. 6. 16
内共 第12号	"	あゆ、あまご、いわな、うなぎ 漁業	長浜市木之本町杉 本919番地の1	杉野川漁業協 同組合	R5. 7. 14	R5. 7. 20
内共 第13号	"	あゆ、あまご、いわな漁業	長浜市余呉町上丹 生2556番地	丹生川漁業協 同組合	R5. 7. 25	R5. 7. 31
内共 第14号	"	うなぎ、こい、ふな、わかさ ぎ、もろこ漁業	長浜市余呉町川並 2380番地の1	余呉湖漁業協 同組合	R5. 7. 31	R5. 8. 3
内共 第15号	"	あゆ、にじます、あまご、いわ な漁業	高島市高島1645番 地	高島鴨川漁業 協同組合	R5. 7. 10	R5. 7. 13
内共 第16号	"	あゆ漁業	高島市安曇川町長 尾671番地	廣瀬漁業協同 組合	R5. 6. 5	R5. 6. 7
内共 第17号	"	あゆ、あまご、いわな漁業	高島市朽木市場667 番地	朽木漁業協同 組合	R5. 7. 11	R5. 7. 19
内共 第18号	"	あゆ、あまご、いわな漁業	高島市朽木市場667 番地	朽木漁業協同 組合	R5. 7. 11	R5. 7. 19
内共 第19号	"	あゆ、あまご、いわな漁業	大津市葛川坊村町 237番地の37	葛川漁業協同 組合		R5. 7. 31

申請者の適格性について

(別表2)

公示 番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
内共 第1号	大津市地先大石 川筋	大津市田上稲津町、稲津一丁目～ 五丁目、黒津一丁目～五丁目、太 子一丁目～二丁目、田上関津町、 関津一丁目～六丁目、大石龍門 町、大石龍門一丁目～六丁目、大 石曾束町、大石曾束一丁目～五丁 目、大石東町、大石東一丁目～七 丁目、大石淀町、大石淀一丁目～ 三丁目、大石富川町、大石富川一 丁目～四丁目	勢多川	2/2	有
内共 第2号	大津市地先信楽 川筋	同上	同上	2/2	有
内共 第3号	大津市地先大戸 川筋	大津市上田上大鳥居町、上田上牧 町、牧一丁目～三丁目、上田上平 野町、平野一丁目～三丁目、上田 上中野町、中野一丁目～三丁目、 上田上芝原町、芝原一丁目～二丁 目、上田上新免町、新免一丁目～ 二丁目、上田上桐生町、桐生一丁 目～三丁目、上田上堂町、堂一丁 目～二丁目	非出資大戸川	30/30	有
内共 第4号	甲賀市地先野洲 川筋	甲賀市のうち旧土山町および旧甲 賀町の区域	土山	55/55	有
内共 第5号	蒲生郡日野町地 先日野川筋	蒲生郡日野町	日野町	60/60	有
内共 第6号	東近江市地先愛 知川筋	東近江市石谷町、市原野町、高木 町、青野町、萱尾町、上二俣町、 山上町、和南町、甲津畑町、永源 寺高野町、永源寺相谷町、佐目町 および東近江市のうち旧八日市 市、旧愛東町、旧湖東町の区域	愛知川	76/76	有
内共 第7号	東近江市地先愛 知川筋	東近江市蓼畑町、杠葉尾町、黄和 田町、政所町、箕川町、蛭谷町、 君ヶ畑町	愛知川上流	91/91	有
内共 第8号	犬上郡多賀町地 先犬上川筋	犬上郡多賀町川相、藤瀬、富ノ 尾、樽崎、一ノ瀬、仏ヶ後、樋 田、萱原、大杉、小原、壺、霜ヶ 原、佐目、南後谷、大君ヶ畑	大 滝	25/25	有
内共 第9号	米原市地先姉川 筋	米原市のうち旧伊吹町の区域	姉川上流	68/68	有
内共 第10号	長浜市地先草野 川筋	長浜市高山町、寺師町、西村町、 太田町、草野町、野瀬町、郷野 町、鍛冶屋町、岡谷町	草野川	40/51	有

公示 番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
内共 第11号	長浜市地先高時 川筋および杉野 川筋	長浜市木之本町川合、木之本町古 橋、木之本町大見、木之本町石 道、木之本町小山	高時川	61/61	有
内共 第12号	長浜市地先杉野 川筋	長浜市木之本町金居原、木之本町 杉野、木之本町杉本、木之本町音 羽	杉野川	67/67	有
内共 第13号	長浜市地先高時 川筋	長浜市余呉町下丹生、余呉町上丹 生、余呉町摺墨、余呉町菅並、余 呉町小原、余呉町田戸、余呉町奥 川並、余呉町鷺見、余呉町尾羽 梨、余呉町針川	丹生川	53/66	有
内共 第14号	長浜市地先余呉 湖	長浜市余呉町川並、余呉町下余 呉、余呉町八戸	余呉湖	19/19	有
内共 第15号	高島市地先鴨川 筋	高島市拝戸、高島、鹿ヶ瀬、黒 谷、畑、武曾横山	高島鴨川	20/20	有
内共 第16号	高島市地先安曇 川筋	高島市安曇川町下古賀、安曇川町 上古賀、安曇川町長尾、安曇川町 中野、安曇川町南古賀、安曇川町 田中、安曇川町西万木、安曇川町 常盤木、新旭町安井川、新旭町安 井川一丁目～二丁目	廣 瀬	48/48	有
内共 第17号	高島市地先安曇 川筋	高島市のうち旧朽木村の区域	朽 木	158/158	有
内共 第18号	高島市地先針畑 川筋	同上	同上	158/158	有
内共 第19号	大津市地先安曇 川筋	大津市葛川坂下町、葛川木戸口 町、葛川中村町、葛川坊村町、葛 川町居町、葛川梅ノ木町、葛川貫 井町、葛川細川町	葛 川	40/40	有

内水面第5種共同漁業権
漁業法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断)

[illegible]

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）抜粋

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許についての適格性）

第七十二条

（中略）

- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

（中略）

- 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

（中略）

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

- 2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

（中略）

（内水面漁場管理委員会）

第百七十一条

（中略）

- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

滋賀県内水面漁場計画

1. 漁業権に関する事項

○ 第5種共同漁業（内共第1号～第19号）

2. 漁場図

○ 第5種共同漁業（内共第1号～第19号）

3. 漁場計画 に関する説明資料

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内共第1号	大津市地先 大石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の上流200mまでの大石川	第5種共同漁業権（にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市田上稲津町、稲津一丁目～五丁目、黒津一丁目～五丁目、太子一丁目～二丁目、田上関津町、関津一丁目～六丁目、大石龍門町、大石龍門一丁目～六丁目、大石曾東町、大石曾東一丁目～五丁目、大石東町、大石東一丁目～七丁目、大石淀町、大石淀一丁目～三丁目、大石富川町、大石富川一丁目～四丁目	—
内共第2号	大津市地先 信楽川筋	大津市大石東町宇梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川	第5種共同漁業権（にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	同上	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 3号	大津市地先 大戸川筋	大津市上田上堂町地先にある 堂井堰から上流の大津市 と甲賀市との境界地先一本 松にある宮山井堰までの大 戸川	第5種共同漁業 権（あゆ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	大津市上田上大島居町、上田上 牧町、牧一丁目～三丁目、上田 上平野町、平野一丁目～三丁 目、上田上中野町、中野一丁目 ～三丁目、上田上芝原町、芝原 一丁目～二丁目、上田上新免 町、新免一丁目～二丁目、上田 上桐生町、桐生一丁目～三丁 目、上田上堂町、堂一丁目～二 丁目	—
内共第 4号	甲賀市地先 野洲川筋	甲賀市水口町今郷地先の野 洲川と支流稲川との合流 点から上流の野洲川（野洲 川ダムを含む）ならびに田 村川、唐戸川、山中川、笹路 川、音羽谷川、鍼川、元越谷 川および白倉谷川の各支 流。ただし、野洲川本流の同 市土山町青土、土山町鮎河 の字境から下流 1,100m の 区間は除く	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな、うなぎ、 こい、ふな、わ かさぎ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	甲賀市のうち旧土山町および 旧甲賀町の区域	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 5号	蒲生郡日野 町地先日野 川筋	日野町村井地先にある日野 川ダム洪水吐ゲートからそ の上流同町西大路地先の和 田橋直下にある西大路堰堤 までの日野川	第5種共同漁業 権（こい、ふな 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	蒲生郡日野町	一
内共第 6号	東近江市地 先愛知川筋	東近江市神田町地先にある 御河辺橋から上流の同市政 所町字如来堂地先にある旧 関電発電所堰堤までの愛知 川（永源寺ダムを含む）なら びに和南川、堂後川、松尾谷 川、狹川、樋の谷川および佐 目子谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	東近江市石谷町、市原 野町、高木町、青野町、 萱尾町、上二俣町、山上 町、和南町、甲津畑町、 永源寺高野町、永源寺 相谷町、佐目町および 東近江市のうち旧八日 市市、旧愛東町、旧湖東 町の区域	にじます漁業の 区域は、永源寺 ダム堤体より上 流に限る。

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 7号	東近江市地 先愛知川筋	東近江市政所町字如来堂地 先にある旧関電発電所堰堤 から上流の愛知川ならびに 藤川谷、御池川、神崎川およ び茶屋川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな、うなぎ 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	東近江市蓼畑町、杠葉尾町、黄 和町、政所町、箕川町、蛭谷 町、君ヶ畑町	—
内共第 8号	犬上郡多賀 町地先犬上 川筋	多賀町富之尾地先にある金 屋頭首工から上流の犬上川 ならびに犬上川北流、大杉 川、南後谷川、黒谷川、前谷 川、百々女鬼谷川、御池谷 川、樋田ヶ谷川、小谷川、深 谷川、二瀬川、口無谷川、黒 谷川、茗荷谷川、板ヶ谷川、 スバシラ谷川および清水谷 川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな、うなぎ、 こい、ふな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	犬上郡多賀町川相、藤瀬、富ノ 尾、樽崎、一ノ瀬、仏ヶ後、樋 田、萱原、大杉、小原、壺、霜 ヶ原、佐目、南後谷、大君ヶ畑	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 9号	米原市地先 姉川筋	米原市伊吹地先にある伊吹大橋から下流 280mの地点から上流の姉川ならびに板名古川、カラオ谷川、足俣川、起し又川、向山谷川、中津又川および瀬戸山谷川の各支流。ただし、同市小泉地先にある伊吹発電所用水取水口堰堤から同市伊吹地先にある小岸橋上流 8mまでの区間および同市曲谷地先にある関西電力曲谷ダム堤体の上流 400mの地点からその上流 500mの区間は除く	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	米原市のうち旧伊吹町の区域	—
内共第 10号	長浜市地先 草野川筋	長浜市岡谷町地先にある通称大塚井堰から上流の草野川および各支流	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市高山町、寺師町、西村町、太田町、草野町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 11号	長浜市地先 高時川筋お よび杉野川 筋	長浜市木之本町古橋地先に ある井明神橋下流にある床 止工の下流 100mから上流 の大見発電所の取水取水口 堰堤までの高時川ならびに 瀬谷川、谷川および同市木 之本町川合地先にある高時 川と杉野川の合流点から上 流同市木之本町音羽地先に ある通称中の崖までの杉野 川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご漁 業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	長浜市木之本町川合、木之本町 古橋、木之本町大見、木之本町 石道、木之本町小山	—
内共第 12号	長浜市地先 杉野川筋	長浜市木之本町音羽地先に ある通称中の崖から上流の 杉野川ならびに向谷川、網 谷川、須又川および落谷川 ならびにそれらの各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな、う なぎ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	長浜市木之本町金居原、木之本 町杉野、木之本町杉本、木之本 町音羽	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 13号	長浜市地先 高時川筋	長浜市木之本町大見地先にある大見発電所の用水取水口堰堤から上流の高時川ならびに摺墨川、墓谷川、小市川、白谷川、妙理川、奥川並川、鷺見川、尾羽梨川、針川、音波川および脇川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	長浜市余呉町下丹生、余呉町上 丹生、余呉町摺墨、余呉町菅並、 余呉町小原、余呉町田戸、余呉 町奥川並、余呉町鷺見、余呉町 尾羽梨、余呉町針川	—
内共第 14号	長浜市地先 余呉湖	長浜市余呉町川並および下 余呉地先にある余呉湖一円 ならびに同湖から第一堰堤 までの導水路および導水路 と高田川との合流点から平 弥神社前にある堰堤までの 高田川	第5種共同漁業 権（うなぎ、こ い、ふな、わか さぎ、もちこ漁 業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	長浜市余呉町川並、余呉町下余 呉、余呉町八戸	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 15号	高島市地先 鳴川筋	高島市拜戸地先にある行司 橋から上流の八淵滝の七変 返しまでの鳴川および同支 流畑大橋（通称出合橋）から 下流の須川	第5種共同漁業 権（あゆ、にじ ます、あまご、 いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	高島市拜戸、高島、鹿ヶ瀬、黒 谷、畑、武曾横山	一
内共第 16号	高島市地先 安曇川筋	高島市安曇川町青柳地先に ある新安曇川大橋から上流 の同市安曇川町長尾地先に ある合同井堰までの安曇川 およびその支流の鳴谷川	第5種共同漁業 権（あゆ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	高島市安曇川町下古賀、安曇川 町上古賀、安曇川町長尾、安曇 川町中野、安曇川町南古賀、安 曇川町田中、安曇川町西万木、 安曇川町常盤木、新旭町安井 川、新旭町安井川一丁目～二丁 目	一

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 17号	高島市地先 安曇川筋	高島市安曇川町長尾地先にある合同井堰から上流大津市葛川貫井町地先にある栃生発電所の用水取水口堰堤までの安曇川ならびに相岩谷川、白土谷川、日の谷川、北川、麻生川、入部谷川、智蓋寺谷川、小彦谷川、与市谷川、指月谷川、大彦谷川、小野谷川、イバリ谷川、植谷川、蛇子谷川、八幡谷川、横谷川、棚林川、猪谷川、細谷川および日野谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	高島市のうち旧朽木村の区域	—
内共第 18号	高島市地先 針畑川筋	滋賀県と京都府との県境から上流の針畑川ならびに裏梁ヶ谷川、堂の谷川、戸谷川、仲名谷川、小杉谷川、永原谷川、平良谷川、ヒョウ谷川、タンバ谷川、割谷川、ホリ谷川、保谷川、生杉谷川、西谷川および大倉谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	高島市のうち旧朽木村の区域	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 19号	大津市地先 安曇川筋	大津市葛川貫井町地先にある 栃生発電所の用水取水口 堰堤から上流の京都府との 県境までの安曇川ならびに 貫井谷川、梅ノ木川、針畑 川、東山谷川、権兵衛谷川、 オボレ谷川、鎌倉谷川、明王 谷川、ハセ谷川、江賀谷川、 後谷川、シメメン谷川、三味谷 川、ニゴ谷川、ゴリゴリ谷 川、盗人谷川、ヘク谷川、促 谷川、坂谷川、足尾谷川、四 條谷川、畔地谷川および逆 谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	大津市葛川坂下町、葛川木戸口 町、葛川中村町、葛川坊村町、 葛川町居町、葛川梅ノ木町、葛 川貫井町、葛川細川町	一

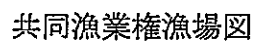
2 漁業の免許予定日 令和5年9月1日

3 2に係る申請期間 令和5年5月30日から同年7月31日まで

4 類似漁業権以外の漁業権 なし

公示番号 内共第1号

漁場の区域 大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の上流200mまでの大石川



公示番号 内共第2号

漁場の区域 大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川

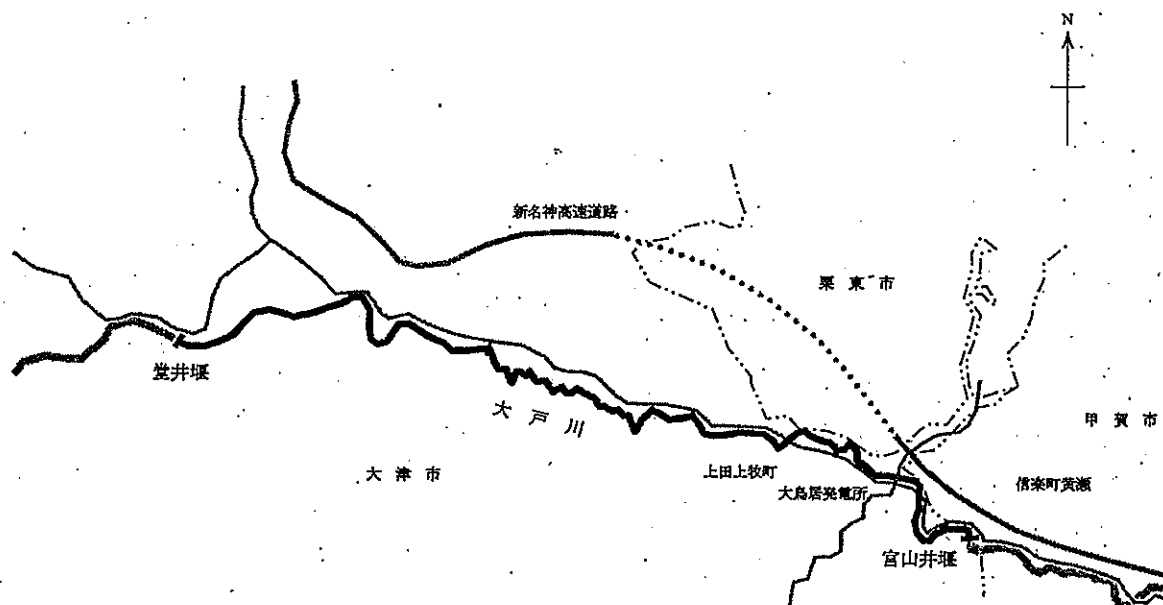


共同漁業権漁場図

公示番号 内共第3号

漁場の位置、大津市地先大戸川筋

漁場の区域 大津市上田上堂町地先にある堂井堰から上流の大津市と甲賀市との境界地先一本松にある宮山井堰までの大戸川。

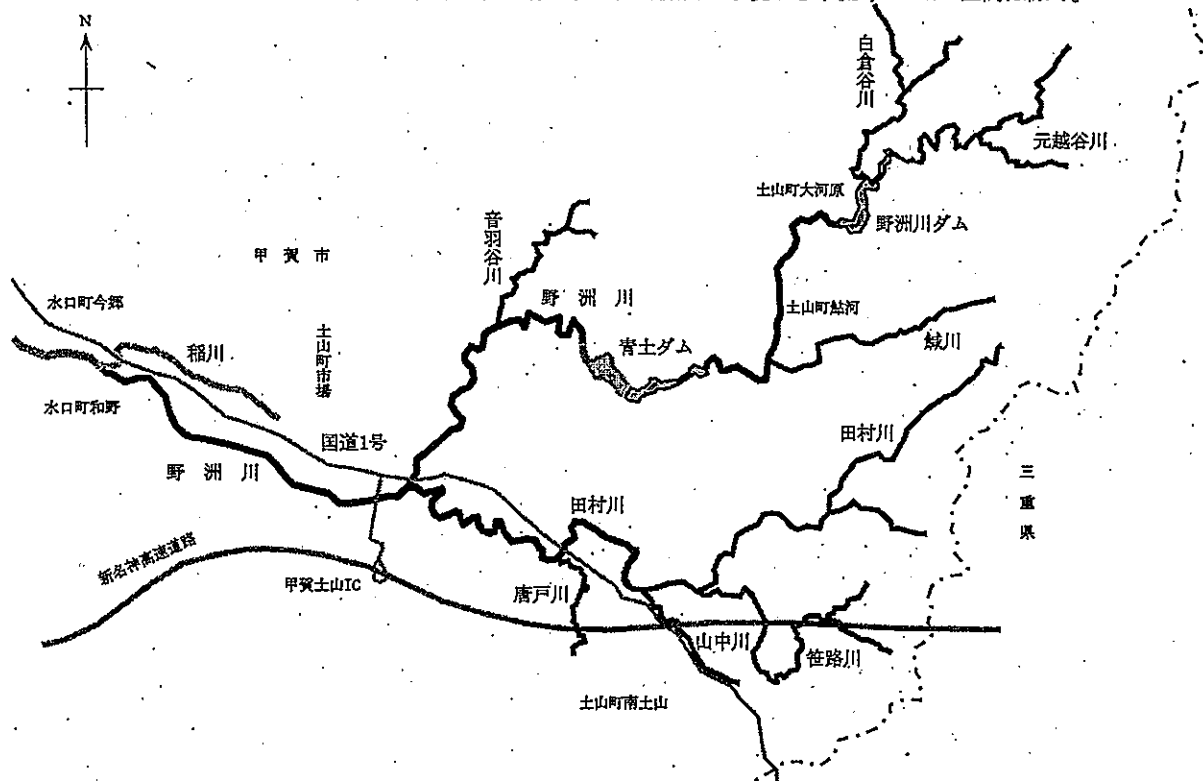


共同漁業権漁場図

公示番号 内共第4号

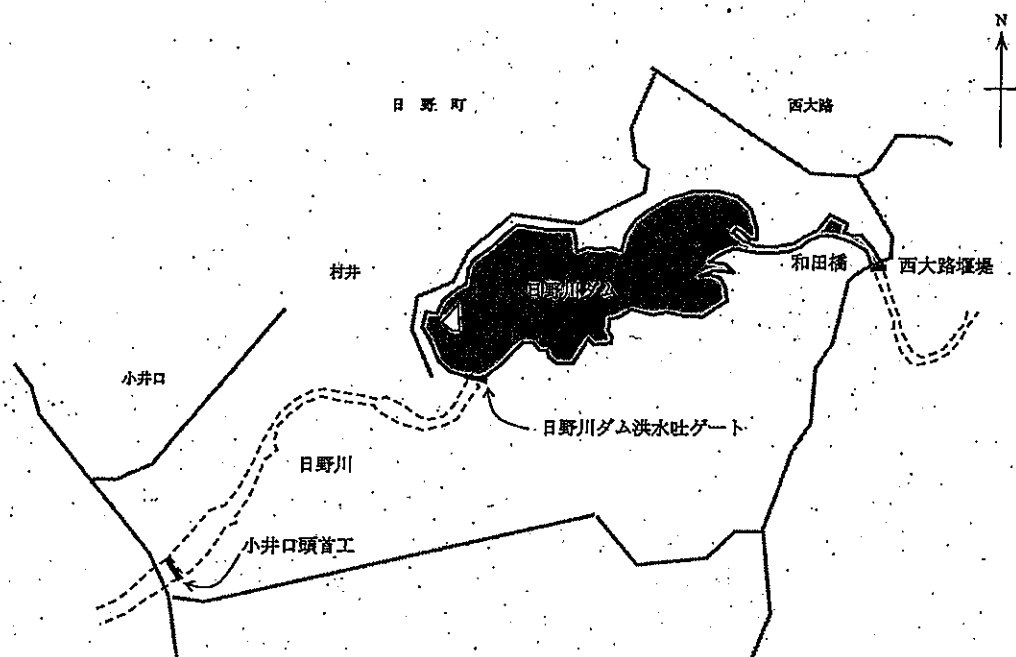
漁場の位置 甲賀市地先野洲川

漁場の区域 甲賀市水口町今郷地先の野洲川と同支流稲川との合流点から上流の野洲川（野洲川ダムを含む。）ならびに田村川、唐戸川、山中川、笹路川、音羽谷川、鯨川、元越谷川および白倉谷川の各支流。ただし、野洲川本流の同市土山町青土、土山町鮎河の字境から下流1,100mの区間は除く。



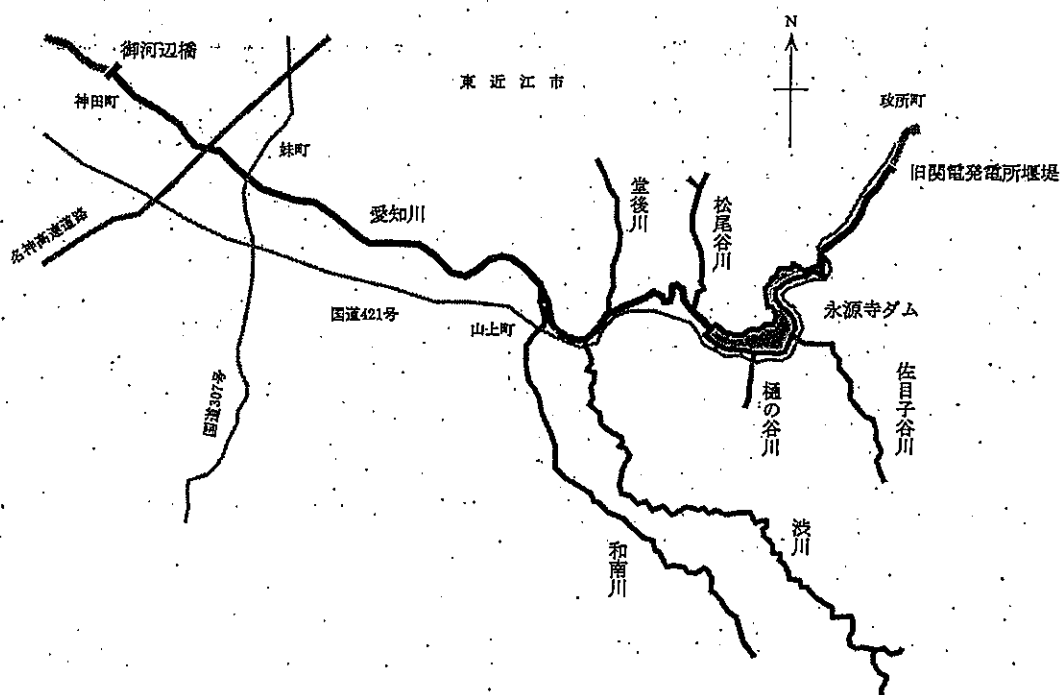
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第5号
 漁場の位置 蒲生郡日野町地先日野川筋
 漁場の区域 日野町村井地先にある日野川ダム洪水吐ゲートからその上流同町西大路地先の和田橋直下にある西大路堰堤までの日野川



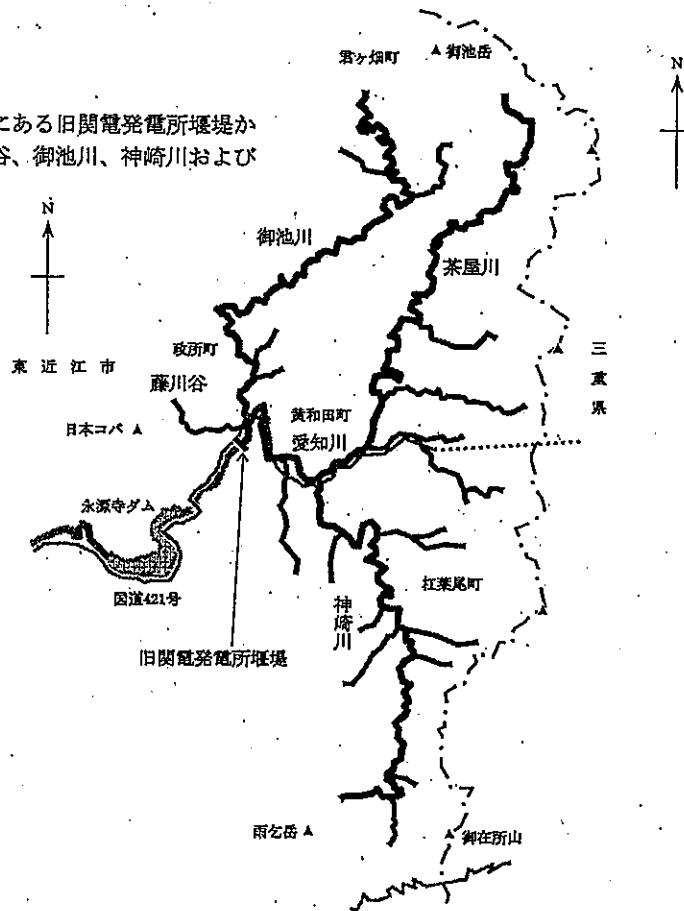
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第6号
 漁場の位置 東近江市地先愛知川筋
 漁場の区域 東近江市神田町地先にある御河辺橋から上流の同市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰堤までの愛知川（永源寺ダムを含む。）、ならびに和南川、堂後川、松尾谷川、波川、樋の谷川および佐目子谷川の各支流



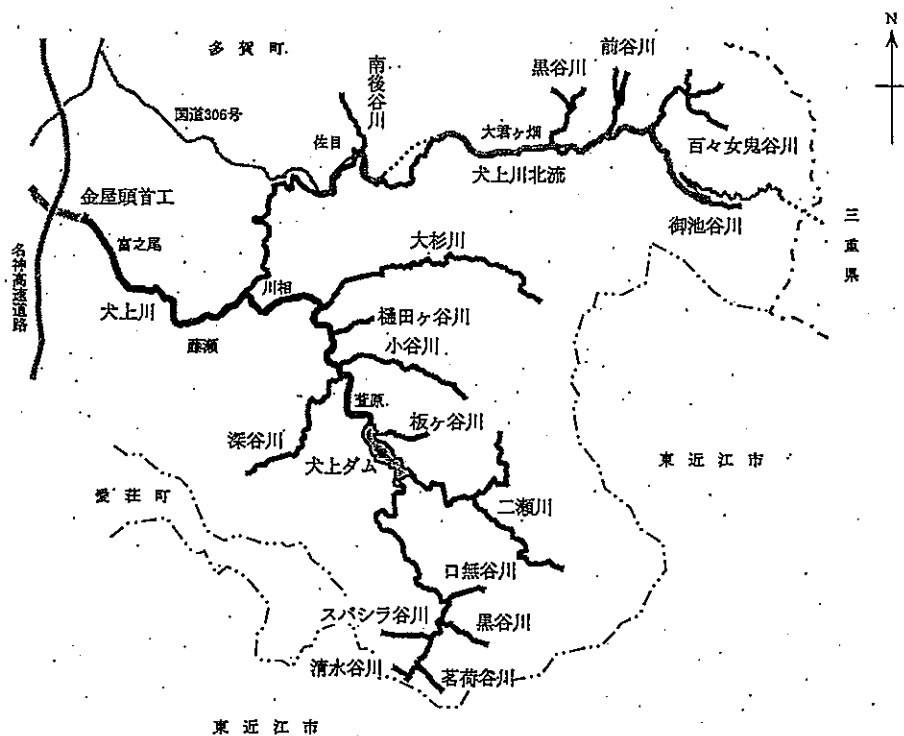
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第7号
 漁場の位置 東近江市地先愛知川筋
 漁場の区域 東近江市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰堤から上流の愛知川ならびに藤川谷、御池川、神崎川および茶屋川の各支流。



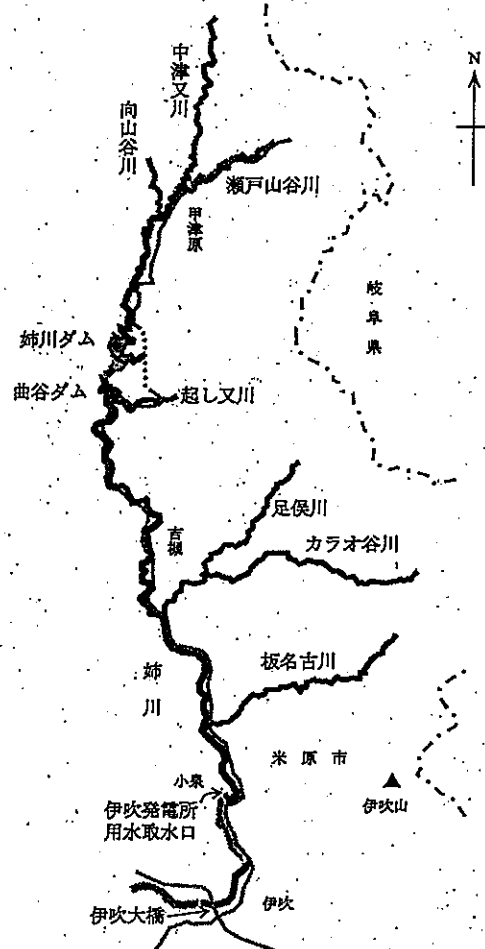
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第8号
 漁場の位置 犬上郡多賀町地先犬上川筋
 漁場の区域 多賀町富之尾地先にある金屋頭首工から上流の犬上川ならびに犬上川北流、大杉川、南後谷川、黒谷川、前谷川、百々女鬼谷川、御池谷川、樋田ヶ谷川、小谷川、深谷川、二瀬川、口無谷川、黒谷川、茗荷谷川、板ヶ谷川、スバシラ谷川および清水谷川の各支流

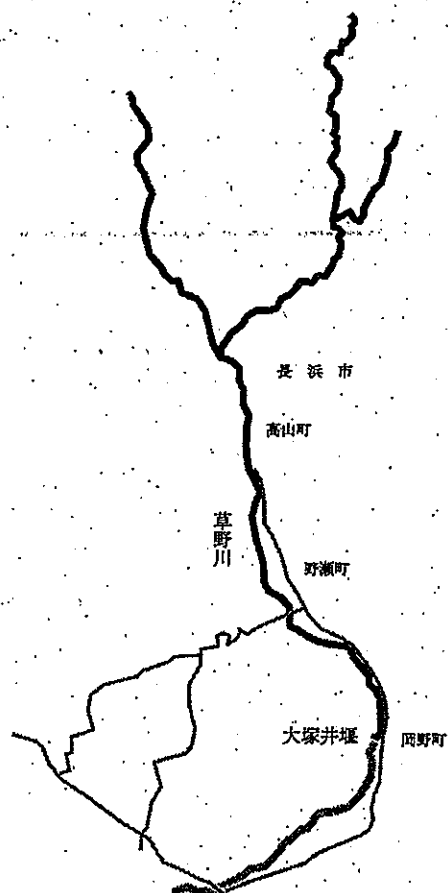


公示番号
漁場の位置
漁場の区域

内共第9号
米原市地先姉川筋
米原市伊吹地先にある伊吹大橋から下流280mの地点から上流の姉川ならびに板名古川、カラオ谷川、足俣川、起し又川、向山谷川、中津又川および瀬戸山谷川の各支流。ただし、同市小泉地先にある伊吹発電所用水取水口堰堤から同市伊吹地先にある小岸橋上流8mまでの区間および同市曲谷地先にある関西電力曲谷ダム堤体の上流400mの地点からその上流500mの区間は除く。

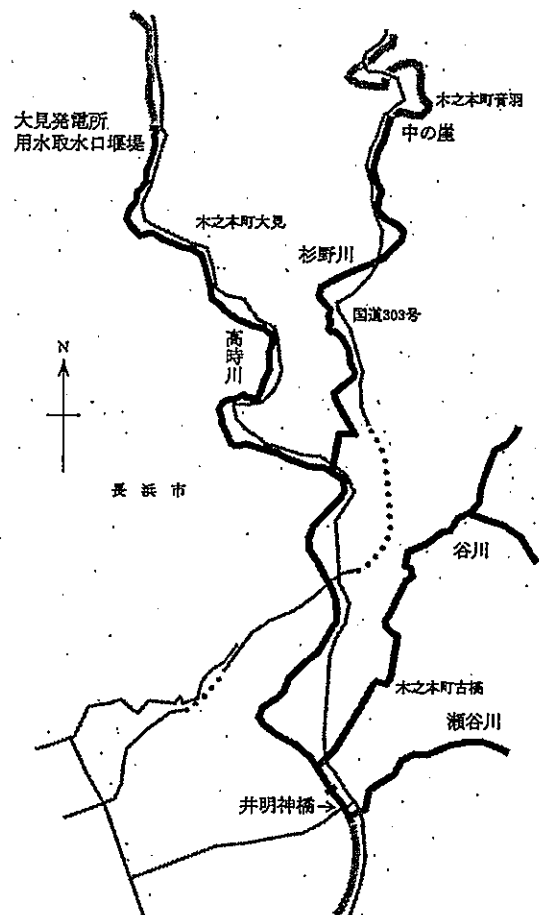


公示番号	内共第10号
漁場の位置	長浜市地先草野川筋
漁場の区域	長浜市岡谷町地先にある通称大塚井堰から 上流の草野川および各支流



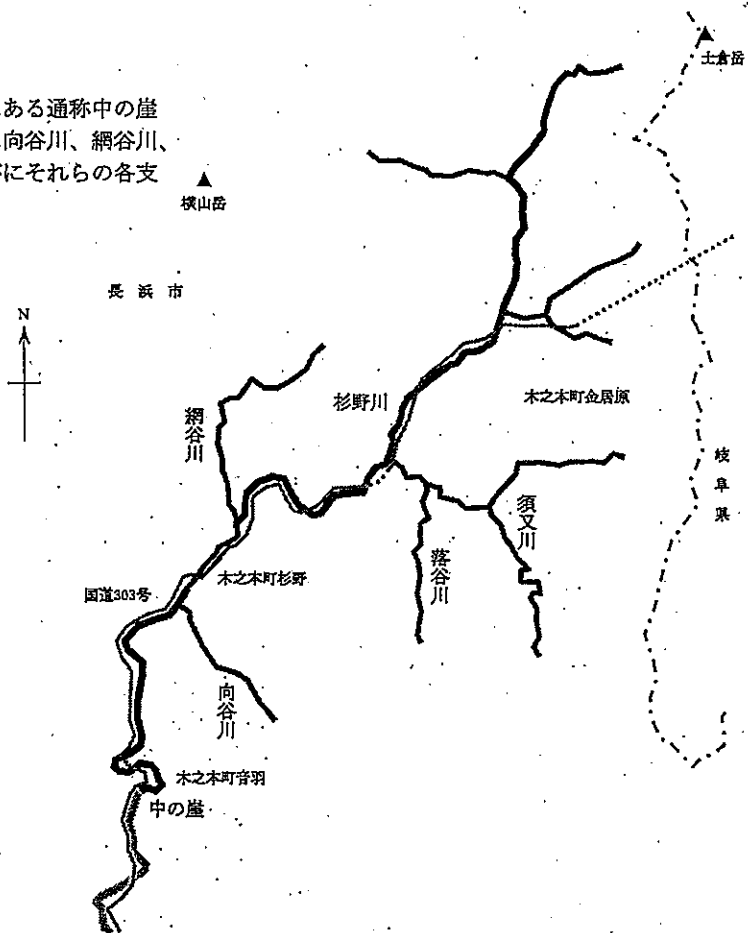
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第11号
 漁場の位置 長浜市地先高時川筋および杉野川筋
 漁場の区域 長浜市木之本町古橋地先にある井明神橋下流にある床止工の下流100mから上流の大見発電所の用水取水口堰堤までの高時川ならびに瀬谷川、谷川および同市木之本町川合地先にある高時川と杉野川の合流点から上流同市木之本町音羽地先にある通称中の崖までの杉野川の各支流



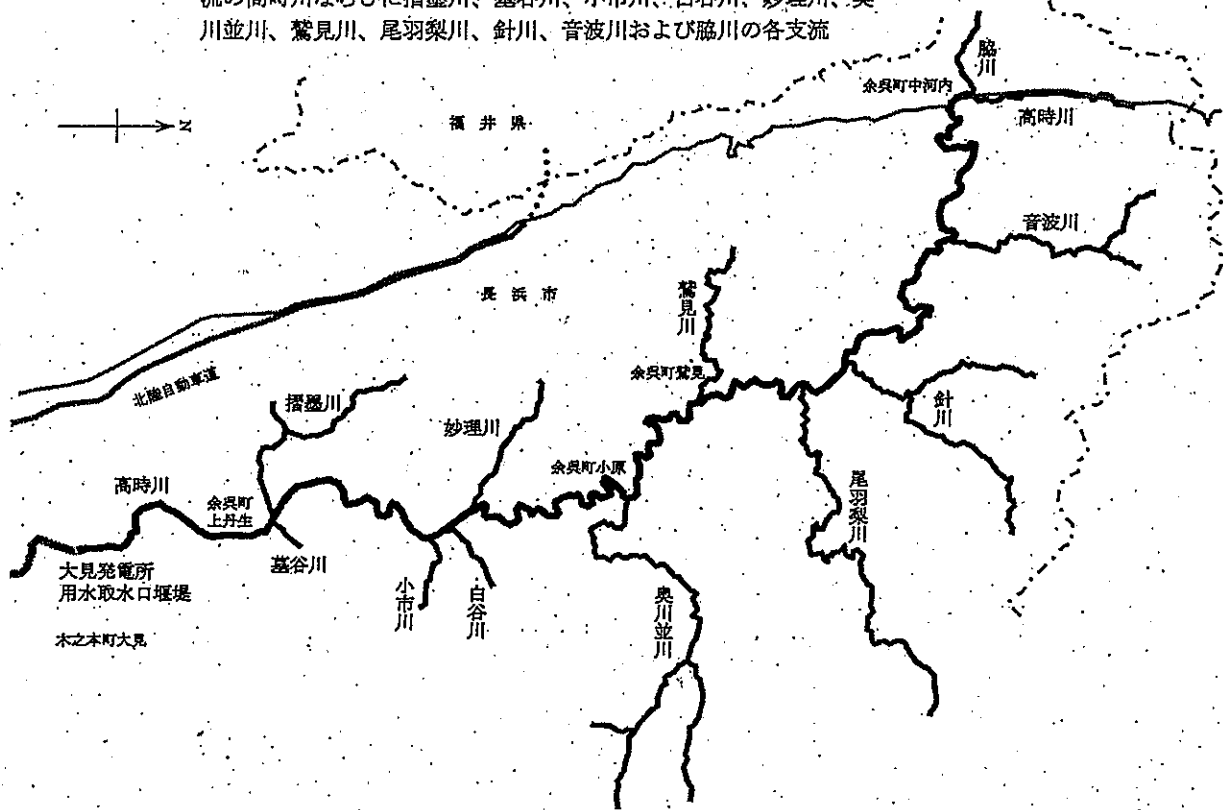
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第12号
 漁場の位置 長浜市地先杉野川筋
 漁場の区域 長浜市木之本町音羽地先にある通称中の崖から上流の杉野川ならびに向谷川、網谷川、須又川および落谷川ならびにそれらの各支流



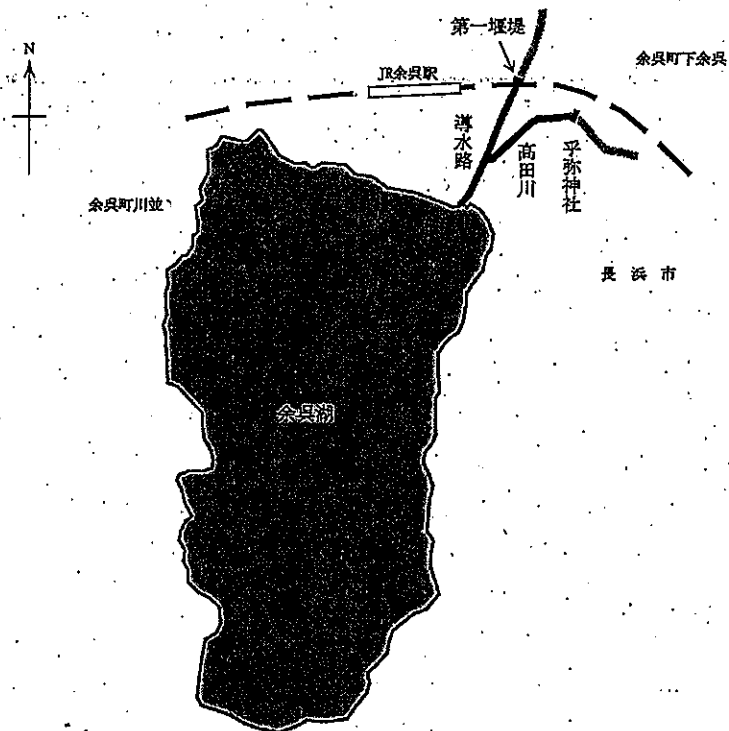
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第13号
 漁場の位置 長浜市地先高時川筋
 漁場の区域 長浜市木之本町大見地先にある大見発電所の用水取水口堰堤から上流の高時川ならびに摺墨川、墓谷川、小市川、白谷川、妙理川、奥川並川、鷺見川、尾羽梨川、針川、音波川および脇川の各支流



共同漁業権漁場図

公示番号 内共第14号
 漁場の位置 長浜市地先余呉湖
 漁場の区域 長浜市余呉町川並および下余呉地先にある余呉湖一円ならびに同湖から第一堰堤までの導水路および導水路と高田川との合流点から平弥神社前にある堰堤までの高田川

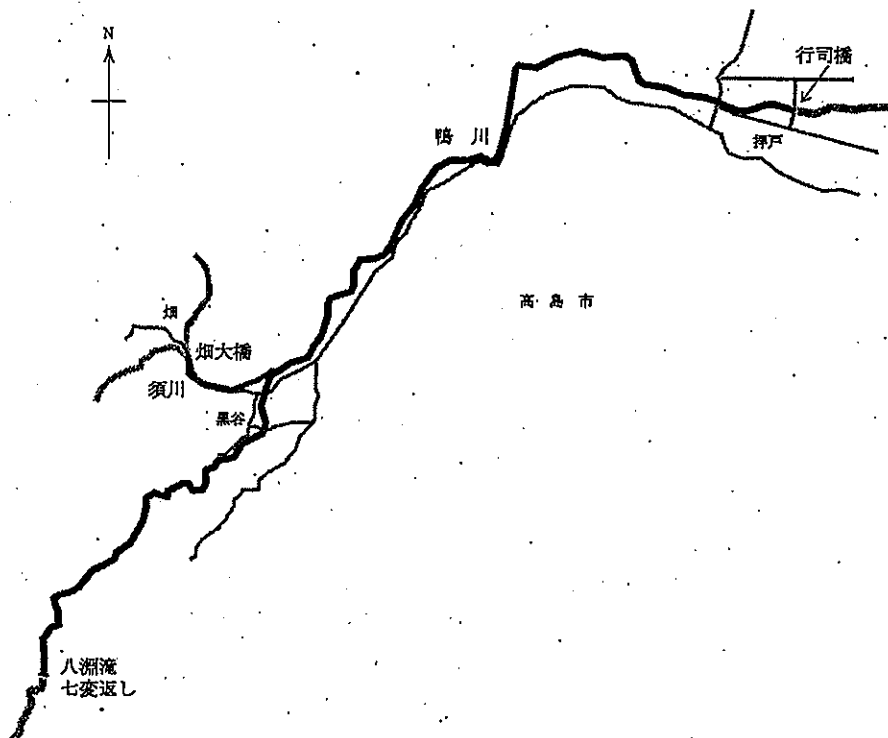


共同漁業権漁場図

公示番号 内共第15号

漁場の位置 高島市地先鴨川筋

漁場の区域 高島市拜戸地先にある行司橋から上流の八淵滝の七変返しまでの鴨川および同支流畑大橋（通称出合橋）から下流の須川

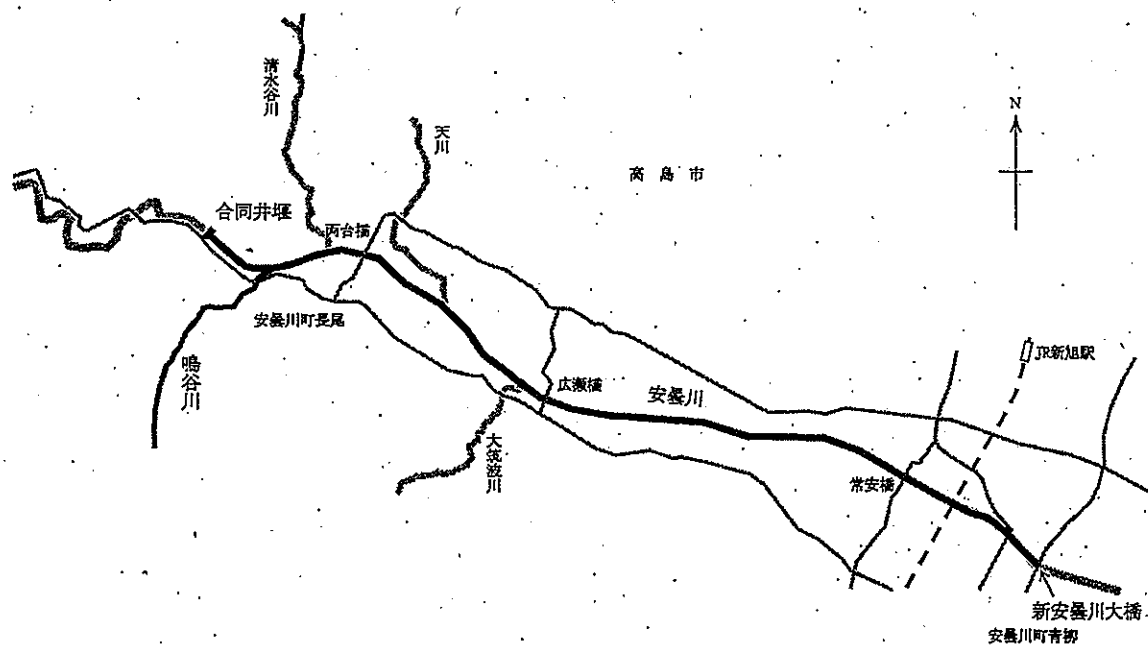


共同漁業権漁場図

公示番号 内共第16号

漁場の位置 高島市地先安曇川筋

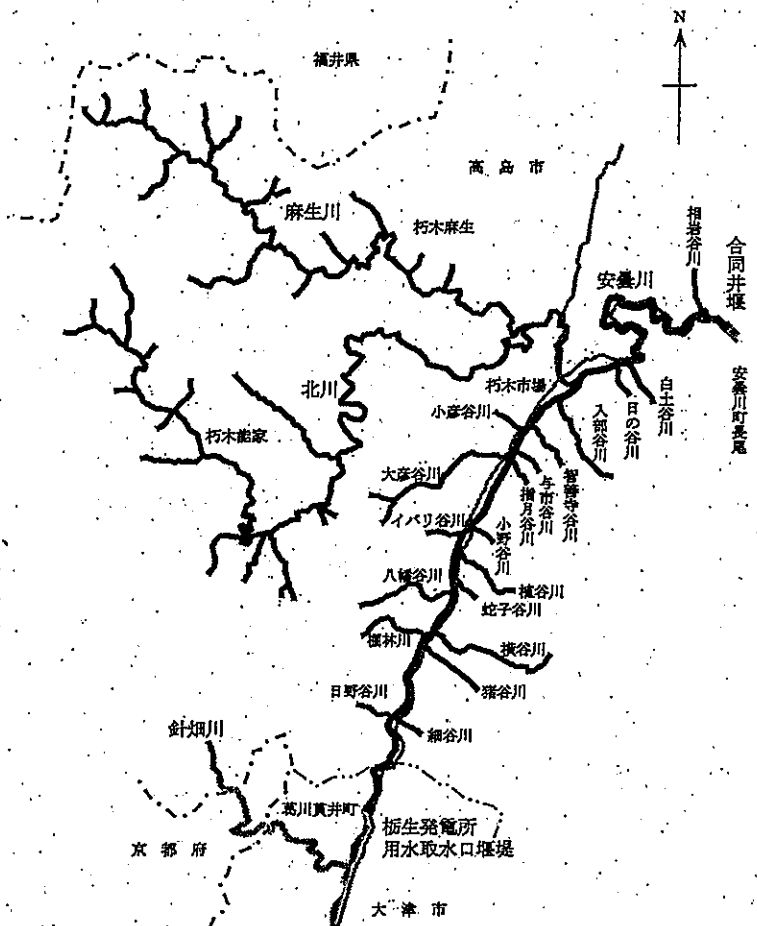
漁場の区域 高島市安曇川町青柳地先にある新安曇川大橋から上流の同市安曇川町長尾地先にある合同井堰までの安曇川およびその支流の鳴谷川。



共同漁業権漁場図

公示番号
漁場の位置
漁場の区域

内共第17号
高島市地先安曇川筋
高島市安曇川町長尾地先にある
合同井堰から上流大津市葛川真
井町地先にある栃生発電所の用
水取水口堰堤までの安曇川なら
びに相岩谷川、白土谷川、日の
谷川、北川、麻生川、入部谷川、
智善寺谷川、小彦谷川、与市谷
川、指月谷川、大彦谷川、小野
谷川、イバリ谷川、植谷川、蛇
子谷川、八幡谷川、横谷川、棚
林川、猪谷川、細谷川および日
野谷川の各支流



共同漁業権漁場図

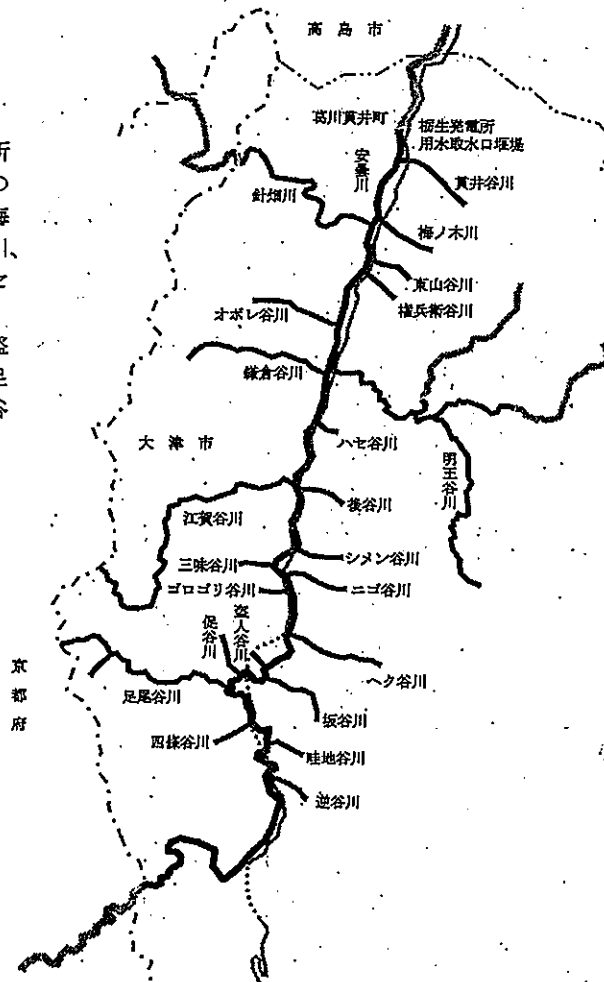
公示番号
漁場の位置
漁場の区域

内共第18号
高島市地先針畑川筋
滋賀県と京都府との県境から上流の針畑
川ならびに裏梁ヶ谷川、堂の谷川、戸谷
川、仲名谷川、小杉谷川、永原谷川、平
良谷川、ヒョウ谷川、タンバ谷川、割谷
川、ホリ谷川、保谷川、生杉谷川、西谷
川および大倉谷川の各支流



共同漁業権漁場図

公示番号 内共第19号
 漁場の位置 大津市地先安曇川筋
 漁場の区域 大津市葛川貫井町地先にある栃生発電所の
 用水取水口堰堤から上流の京都府との
 県境までの安曇川ならびに貫井谷川、梅
 ノ木川、針畑川、東山谷川、権兵衛谷川、
 オボレ谷川、鎌倉谷川、明王谷川、ハセ
 谷川、江賀谷川、後谷川、シメン谷川、
 三味谷川、ニゴ谷川、ゴリゴリ谷川、盗
 人谷川、ヘク谷川、促谷川、坂谷川、足
 尾谷川、四條谷川、畔地谷川および逆谷
 川の各支流



滋賀県内水面漁場計画 に関する説明資料

1. 漁場計画 作成にあたっての検討内容

- 現漁業権者の要望に基づき、漁場の活用状況を調査した上で、現行の漁場を計画(案)に含めた。
- 漁業の実態が無くなった漁業を漁場計画から除外した(内共第3号あまご、にじます漁業、内共第14号うなぎ漁業)。
- 漁場区域を縮小した1漁場(内共第6号)は、漁業の実態がなく、今後も操業の見込みがない区域を除外した。
- にじます漁業を追加した1漁場(内共第7号)は、漁業の生産性が認められるが、産業管理外来種の管理指針に沿った取り扱いとするため、漁場区域を限定した上で追加した。

漁業権の種類		現存する 漁業権数	漁場計画(案)に 設定する漁場数	見直しの概要
共同漁業権	第5種	19	19	あまご、にじます 漁業の除外1件 うなぎ漁業の除外1件 漁場区域の縮小1件 にじます漁業の追加1件

別添1 内水面第5種共同漁業権の見直し内容

2. 利害関係人の意見徴取について

漁場計画(素案)について利害関係人の意見を徴取したところ、有効な意見の提出は無かった。

3. 公益上の支障の有無について

関係機関と協議し、全漁場について公益上の支障は認められないことを確認した。

別添2 公益上の支障に関する関係機関との協議結果

4. 適切かつ有効の判断について

これまで各漁業権者から報告のあった漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告等において、全ての漁場が適切かつ有効に活用されている漁業権と評価できたことから、全ての漁業権を類似漁業権として設定した。

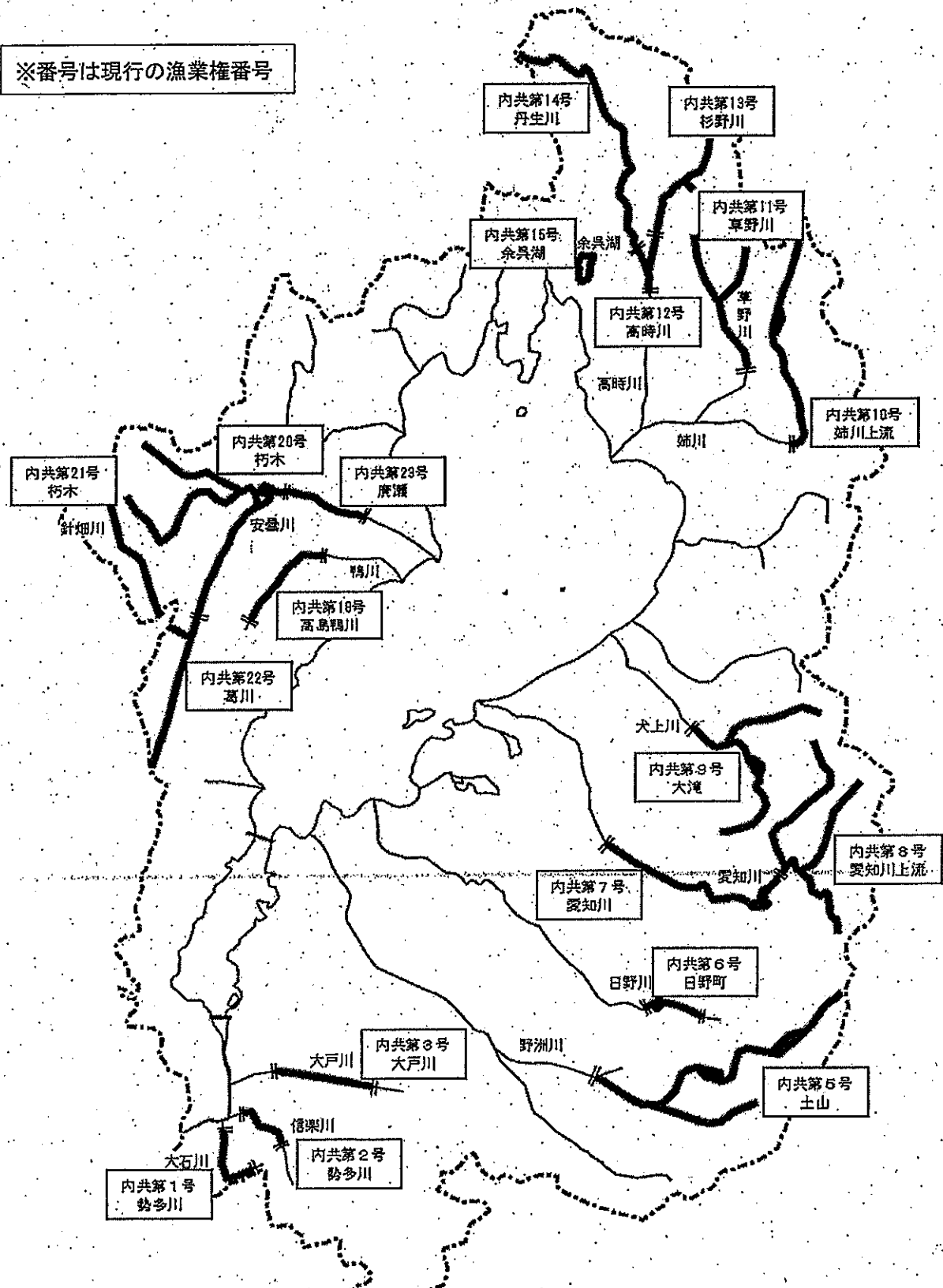
別添3 適切かつ有効の評価一覧表

内水面第5種共同漁業権の見直し内容

免許番号	免許権者	漁場の位置	漁場区域 の変更	漁業の名称 継続○、除外×、追加◎										現行漁業権からの見直し
				あゆ	あまご	いわな	にじます	うなぎ	こい	ふな	もろこ	わかさぎ		
内共第1号	勢多川	大石川			○	○	○							現行漁場を存置
内共第2号	勢多川	信楽川			○	○	○							現行漁場を存置
内共第3号	大戸川	大戸川		○	×		×							縮小（あまご、にじます漁業を除外）
内共第5号	土山	野洲川		○	○	○	○	○	○	○	○		○	現行漁場を存置
内共第6号	日野町	日野川	○						○	○				縮小（漁場区域を縮小）
内共第7号	愛知川	愛知川		○	○	○	◎							追加（にじます漁業を追加）
内共第8号	愛知川上流	愛知川		○	○	○	○	○						現行漁場を存置
内共第9号	大滝	犬上川		○	○	○	○	○	○	○				現行漁場を存置
内共第10号	姉川上流	姉川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第11号	草野川	草野川		○	○	○	○	○						現行漁場を存置
内共第12号	高時川	高時川、杉野川		○	○		○							現行漁場を存置
内共第13号	杉野川	杉野川		○	○	○		○						現行漁場を存置
内共第14号	丹生川	高時川		○	○	○		×						縮小（うなぎ漁業を除外）
内共第15号	余呉湖	余呉湖						○	○	○	○	○	○	現行漁場を存置
内共第18号	高島鴨川	鴨川		○	○	○	○							現行漁場を存置
内共第20号	朽木	安曇川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第21号	朽木	針畑川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第22号	葛川	安曇川、針畑川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第23号	廣瀬	安曇川		○										現行漁場を存置

内水面第5種共同漁業権の漁場位置概要図

※番号は現行の漁業権番号



漁場計画に対する関係機関の意見一覧（内水面の漁場）

意見	協議先	意見の概要
1	土木交通部長 東近江土木事務所長 湖東土木事務所長 長浜土木事務所長 長浜土木事務所長 （木之本支所） 高島土木事務所長	下記のことについて漁業関係者への指導を願う。 • 工作物を設置、変更するには河川法の許可が必要であること。 • 河口部等において漁船が保留、放置されることのないよう適切に保管すること。 • 公共事業の推進に協力すること。 • 漁業の実績や意志を十分調査すること。 • 漁業を廃止するときには、工作物を撤去すること。 • 申請者が組合要件を満たしているか厳正に審査すること。 • 免許が失効している漁場に工作物を放置している者への厳正な対処をすること。
2	近畿地方整備局長	• 大戸川ダム建設事業の実施に伴い、ダム建設事業に支障が生じる場合には、漁場区域変更等の調整を速やかに行うよう要請する。 • 河川管理に支障を及ぼすことがないように、下記条件を付し、漁業権者に指導されたい。 • 免許にあたり、「河川工事及び維持管理のための行為に対しては、正当な理由がなければ拒んではならない。」旨、条件を付されたい。
3	滋賀森林管理署長	• 漁場が国有林の区域と重複する場合は、申請者に同意書の添付を指導願う。
4	犬上川沿岸土地改良区	• 農業利水施設（犬上川ダム、金屋頭首工）の維持管理に支障をきたさないよう、配慮願う。 • 上流の大雨やダムからの放流により河川が急激に増水する恐れがあることから、漁協から利用者に周知願う。

(別添2)

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧

協議先	該当漁場	公益上の支障	その他の意見
農政水産部耕地課長	全て	支障なし	
大津・南部農業農村振興事務所長	大津市、草津市、守山市、野洲市内の漁場	支障なし	
甲賀農業農村振興事務所長	湖南市、甲賀市内の漁場	支障なし	
東近江農業農村振興事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	
湖東農業農村振興事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	
湖北農業農村振興事務所長	米原市、長浜市内の漁場	支障なし	
高島農業農村振興事務所長	高島市内の漁場	支障なし	
土木交通部長	普通河川を除く全ての漁場	支障なし	意見1
大津土木事務所長	大津市内の漁場	支障なし	
甲賀土木事務所長	湖南市、甲賀市内の漁場	支障なし	
東近江土木事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	意見1
湖東土木事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	意見1
長浜土木事務所長	米原市、長浜市（旧長浜市、湖北町）内の漁場	支障なし	
長浜土木事務所木之本支所長	長浜市（旧高月町、木之本町、余呉町、西浅井町）内の漁場	支障なし	意見1
高島土木事務所長	高島市内の漁場	支障なし	意見1
琵琶湖環境部長	全ての河川漁場	支障なし	
大津市長	管内の漁場	支障なし	
長浜市長	管内の漁場	支障なし	
甲賀市長	管内の漁場	支障なし	
湖南市長	管内の漁場	支障なし	
高島市長	管内の漁場	支障なし	
東近江市長	管内の漁場	支障なし	
米原市長	管内の漁場	支障なし	
日野町長	管内の漁場	支障なし	

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧：

協議先	該当漁場	公益上の支障	その他の意見
多賀町長	管内の漁場	支障なし	
近畿地方整備局長	全ての漁場	該当なし	意見2
滋賀森林管理署長	全ての河川漁場	支障なし	意見3
近畿農政局長	全ての漁場	支障なし	
日野川流域土地改良区理事長	日野川の漁場	支障なし	
愛知川沿岸土地改良区理事長	愛知川の漁場	支障なし	
犬上川沿岸土地改良区理事長	犬上川の漁場	支障なし	意見4
姉川沿岸土地改良区理事長	姉川の漁場	支障なし	
湖北土地改良区理事長	高時川の漁場	支障なし	
鴨川流域土地改良区理事長	高島鴨川の漁場	支障なし	
安曇川沿岸土地改良区理事長	安曇川の漁場	該当なし	

内水面第5種共同漁業権
(漁業法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断)

免許番号	免許種別	漁場	漁業	1(1)漁業権の発 行後、法第59 条第1項に基 づく共同漁 業管理区域 の範囲が毎年 行っている	2(1)漁業管理 区域の範囲が 毎年行っている	2(2)共同漁業 管理区域の 範囲が毎年 行っている	2(4)共同漁業 管理区域の 範囲が毎年 行っている	2(6)共同漁業 管理区域の 範囲が毎年 行っている	2(8)共同漁業 管理区域の 範囲が毎年 行っている	3(1)漁業管理 区域の範囲が 毎年行っている	3(3)共同漁業 管理区域の 範囲が毎年 行っている	3(4)共同漁業 管理区域の 範囲が毎年 行っている	4 評価	評価理由
内共第1号	鮎川	大石川	にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第2号	鮎川	豊栄川	にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第3号	大戸川	大戸川	あゆ、にじます、あまこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第4号	土山	野瀬川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ、こい、ふな、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	項第5の休業は切替えに 向けて助言済み
内共第5号	日野町	日野川	こい、ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第6号	愛知川	愛知川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第7号	愛知川	愛知川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第8号	大滝	大上川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ、こい、ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第9号	崎川	崎川	あゆ、にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第10号	草野川	草野川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第11号	高時川	高時川、 杉野川	あゆ、にじます、あまこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第12号	杉野川	杉野川	あゆ、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第13号	内生川	内生川	あゆ、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第14号	余波湖	余波湖	うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第15号	高時川	高時川	あゆ、にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第16号	朽木	朽木	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第17号	朽木	朽木	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第18号	高時川	高時川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第19号	高時川	高時川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第20号	高時川	高時川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第21号	高時川	高時川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第22号	高時川	高時川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
内共第23号	高時川	高時川	あゆ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	